

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

社会福祉法人すみれ会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すみれ会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款15条の1項の定めによる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款5条の定めによる評議員をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指し、費用とは、発生する交通費の経費をいう。

第2章 報酬等

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。ただし、理事において、当施設の職を兼務する者は、第1項は、適用しない。

2. 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の理事に対する報酬の額は、別表1「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

2. 当法人の監事の報酬額は、別表1「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」及び別表2「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。

3. 当法人の評議員の報酬総額は、定款第8条第1項に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表1「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

2. 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

3 自己の預金への振込みを申し出た場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(費用)

第6条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日より実施する。

別表 1

「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」

- ・理事会又は評議員会への出席の都度、一人一律 5, 0 0 0 円

別表 2

「監事の監査に係る報酬」

- ・監事の監査実施の都度、一人一律 5, 0 0 0 円